

佐賀県少年自然の家利用申請システム開発業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

佐賀県には豊かな地域資源を活かした魅力ある県有施設が多数あるが、施設を設置・整備した部局がそのまま所管していたことから、時代や利用者のニーズに十分対応できていないものや「利用者目線」での活用が十分でないものがある。

県では、M I G A K Iプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）として、こうした県有施設を利用者目線で磨き上げ、佐賀県の未来に向けて、交流人口の増加を図ることとしている。

プロジェクト対象施設である少年自然の家（黒髪少年自然の家、北山少年自然の家、波戸岬少年自然の家）では、施設の利用申請において、利用者がリアルタイムで空き状況を確認できない、施設との電話でのやり取りが複数回発生し、やり取りできるタイミングが施設の勤務時間のみに限られる等の課題がある。

本業務では、少年自然の家の仮予約を受け付けるための利用申請システムを開発することにより、利用者の利便性向上を図ることを目的とする。事業実施にあたり、効果的に事業展開を図る優れた事業者を募集するため、本プロポーザルを行う。

2 公募の概要

（１）業務内容

佐賀県少年自然の家利用申請システム開発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（２）業務履行期間

契約締結の日から令和８年３月３１日（火曜日）まで

（３）予算額

3,020,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

（１）単独提案の場合

- ア 過去、同種の業務を受託あるいは自主実施した実績を有していること。
- イ 登記簿上の本店（個人の場合は、主たる営業所をいう。）が日本国内にあること。
- ウ 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。
- エ 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者で

ないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

キ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

ク 公募開始の6か月前から契約締結日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

ケ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

（ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（オ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（2）共同提案の場合

ア 代表者（幹事者）を定めること。

イ 共同により（1）アの実績を満たしていること。

ウ すべての構成員が、（1）イ～ケの要件を満たしていること。

エ すべての構成員は本プロポーザルに応募する他の共同事業体の構成員でないこと。
また、単独で本プロポーザルに応募していないこと。

4 契約の相手方の決定方法

（1）業者の選定

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催して評価・審査を行い、審査の結果、最も優れた事業者を選定する。

（2）選定基準

評価基準のとおりとする。なお、評価基準には提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

（3）通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。

※電話等による問い合わせには応じない。

5 発注者

佐賀県 政策部 MIGAKI 担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 新館 5 階

電話：0952-25-7230 FAX:0952-25-7496

E-mail：migaki@pref.saga.lg.jp

6 実施スケジュール

(1) 募集開始

令和 7 年 4 月 1 日（火）

佐賀県ホームページで公表する。

(2) 事前説明会

ア 開催日時 令和 7 年 4 月 14 日（月）10 時 30 分から

イ 開催場所 旧自治会館 1 号会議室（予定）

ウ その他 説明会への出席が当該公募型プロポーザルの参加要件ではない。

説明会への参加は各社 2 名以内とする。

説明会に参加を希望する場合は、令和 7 年 4 月 10 日（木）17 時までに、5 の発注者に申し込むこと。

※オンライン参加の場合は、申込みの際にその旨連絡すること。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は質問書に内容を完結にまとめ、次により提出すること。

なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

ア 提出書類 質問書（様式 1）

イ 受付期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 18 日（金）17 時まで

ウ 提出方法 持参、電子メール

※電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話を行うこと。

エ 提出場所 5 の発注者と同じ

オ 回答方法 令和 7 年 4 月 25 日（金）までに質問者へ回答するとともに、県ホームページに掲載する。

(4) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

(a) 公募型プロポーザル参加申込書（様式 2-1 又は 2-2）

(b) 共同事業体協定書（様式 2-3） ※共同企業体の場合のみ

(c) 会社概要及び実績書（様式 3）

(d) 誓約書（様式 4）

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時まで（必着）

※期限を過ぎての受付は一切行わない。

エ 提出方法

持参又は郵送

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

オ 提出場所

5 の発注者と同じ

カ 資格要件の確認

提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、その結果を令和 7 年 4 月 28 日（月）までに参加資格確認結果通知書にて申込者へ電子メールで通知する。

キ 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- (a) 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、参加資格確認結果通知書に満たなかった理由を記載する。通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- (b) 説明を求められたときは、説明を求める書面を受領した翌日から起算して 7 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

（5）企画提案書の提出

本プロポーザルの参加資格を得た者は、次により企画提案書等を提出する。

ア 提出書類

(a) 企画提案書（任意様式）

用紙のサイズは A4 判で両面印刷長編綴じ（図表等については、A3 版での片面印刷での折り込みも可能）とし、文字サイズはおおむね 10 ポイント以上とすること。

(b) 見積書（任意様式）

提案する企画に係る費用の総額は、2（3）に記載する予算額を上限金額とし、見積額（税込）及びその明細（仕様書の業務内容の項目ごとの金額が分かるように作成すること。）について記載すること。

見積書のあて名は、「佐賀県政策部政策企画監」とすること。

イ 提出部数

10 部

ウ 提出期限

令和 7 年 5 月 8 日（木）17 時まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出すること。

また、プレゼンテーション時に使用する企画提案書の PDF データを電子メールにより送信し、発注者に到達したことを確認すること。

オ 提出場所

5の発注者と同じ

(6) プレゼンテーション（審査会）の開催

ア 開催日

令和7年5月12日（月）午後を予定

※時間、場所については参加者へ別途連絡する。

イ 実施方法

参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
プレゼンテーションの時間は40分程度（説明25分以内、質疑応答15分程度）とし、参加人員は3名以内とする。

ウ その他

プレゼンテーションの順番については、県で抽選等により任意に定める。
プレゼンテーション時にプロジェクター及びスクリーンの使用を希望する際は、県で準備するので事前に連絡すること。ただし、パソコンは参加者で準備すること。

(7) 審査結果通知

令和7年5月14日（水）を予定

7 企画提案の内容等

(1) 企画提案の内容

ア 佐賀県少年自然の家利用申請システムの開発計画（本システムの機能案、構成案、デザイン案等を含む。）

イ 事業の実施体制（役割を明確にした体制図、進捗管理の総括責任者等）

ウ 事業実施スケジュール（進め方、手順、作業工程等）

(2) 企画提案書作成時の留意事項

業務の目的や内容を十分に理解したうえで、佐賀県少年自然の家利用申請システム開発の企画提案を行うこと。

8 業務の契約

(1) 審査委員会により選定された最優秀者を発注者は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。

(2) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。

(3) 次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を随意契約の

候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行例（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定するものに該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(4) 業務契約金額

業務契約金額は、2 (3) の予算額を超えないものとする。

(5) 業務の再委託

業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

9 失格事由

次の事項に該当する場合は、失格となる。

(1) 参加する資格のないものが行った場合

(2) 本プロポーザル手続きについて不正行為を行った場合

(3) 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

(4) 1 人で 2 以上の提案をした場合

(5) 代理人でその資格のない場合

(6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

(7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

10 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しないこととする。

(2) 提出する企画案は参加者 1 者につき 1 提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費、公募型プロポーザルに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

(4) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

(5) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。

(6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 12 の問合せ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の申し出を行うこと。

(7) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を提供することができることとする。
- ウ 佐賀県財務規則第 115 条 3 項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することとする。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 遵守事項

受託業者は、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、「佐賀県少年自然の家利用申請システム開発業務」の成功に向けて県職員と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施にあたっては、関連する法律等を遵守することとする。

12 問合せ先

佐賀県 政策部 MIGAKI 担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 新館 5 階

電話：0952-25-7230 FAX:0952-25-7496

E-mail：migaki@pref.saga.lg.jp